（前のページより続き）

〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　広島県　千葉市　京都市　堺市
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）　九
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項　一
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、行政手続法第十五条第三項の規定関係　一
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇

省　令

○厚生労働省令第六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項並びに第四条第九項及び第十項並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イの規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令及び障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

（厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正）

第一条　厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項を次のように改める。

2　指定障害福祉サービス基準第五十八条の規定は、前項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスについて準用する。この場合において、同条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当自立訓練計画」と、「サービス管理責任者」とあるのは「基準該当自立訓練計画を作成するために必要な研修を受けた者」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」とする。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節　運営に関する基準（第百十八条―第百二十五条）」を「第四節　運営に関する基準　第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百十八条―第百二十五条の二・百二十五条の三）」に改める。

第九十四条の二中「事業者をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「通いサービスをいう。以下この条において同じ。」を「通いサービスをいう。以下同じ。」に改め、同条第一号中「平成十五年厚生労働省令第百三十二号」の下に「。以下「特区省令」という。」を加え、同条第二号中「この条において」を削る。

第六章に次の一節を加える。

第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準

（指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例）

第百二十五条の二　短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一　指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第九十四条の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練若しくは児童デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。

二　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

三　当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四　基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第百二十五条の三　第百二十条第二項から第六項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

附　則

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

○農林水産省令第三十五号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第三十三条第一項及び第三十五条の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部を改正する省令

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「国内産いもでん粉」の下に「（同表の中欄に掲げる用途のものに限る。）」を加える。